

オンライン診療の実施にかかる診療計画書・同意書

様

当院では、上記患者さんのオンライン診療の実施について、以下の診療計画に沿って実施します。

オンライン診療で行う 診療内容	A. 新型コロナウイルス感染症が疑われる方の初診 B. すでに対面診療にて初診を行った方の再診
オンライン診療と直接の対面 診療、検査の組合せに関する事項	概ね3回に1回は直接の対面診療を実施します。
診療時間に関する事項	A. 新型コロナウイルス感染症が疑われる方の初診については、 発熱者専用外来の開設時間内となります。 B. すでに対面診療にて初診を行った方の再診については、その 診療科の外来診療時間内となります。
オンライン診療の方法、使用する機器	電話またはタブレットによるビデオ通話（ZOOM 使用）
オンライン診療を行わないと 判断する条件	1. 患者さんの心身状態について、必要な情報が十分に得られないと 医師が判断した場合 2. 情報通信環境の障害等によりオンライン診療を実施できない場合 上記条件に該当した場合、他院を紹介または直接の対面診療に切り替えます。 麻薬・向精神薬・睡眠薬等のハイリスク薬剤等の処方を行う場合は、オンライン 診療はできません。また診療録で基礎疾患等を確認できない初診の方の処方日数 は7日間までを上限とします。
患者さんによる情報伝達の協力	オンライン診療の実施に際し、患者さんは診察に対し積極的に協力し 自身の心身に関する情報を医師に伝達する必要があります。
急病急変時の対応方針	当院にて対応できないと判断した場合は、適切な他の医療機関を 紹介します。
複数の医師がオンライン診療を 実施する予定	無し
情報漏洩等のリスクを踏まえて セキュリティリスクに関する責任 の範囲およびそのとぎれがない こと等の明示	想定されるセキュリティリスク ・医療機関に対するサイバー攻撃等による患者さんの個人情報の漏洩、改ざん等 ・電話、ビデオ通話、メール等の使用により発生する情報漏洩等のリスク 医療機関に課される事項 オンライン診療の適切な実施に関する指針に定める情報セキュリティに関するル ールを遵守したシステムを構築し、常にその状態を保つ事 ※患者さんの行為により、セキュリティ事案や損害等が生じた 場合、医療機関は全ての損害に対してその責任を負いかねます。
オンライン診療の映像や音声等の 保存について	個人情報保護の観点から、医師・患者さん双方が行わないものと します。カルテ等の診療録は対面診察と同様に作成します。 なお保険請求の為、保険証・受給証の画像は保存させていただきます。
新型コロナウイルス検査結果について (診療内容の A に該当する場合)	新型コロナウイルスの検査結果は（ 月 日）頃判明します。 まずは結果を電話連絡します。結果報告書は後日、郵送いたします。

オンライン診療の実施にかかる基本的な考え方

- ・原則として初診は対面による診察で行いますが、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状の方に限り、院内での感染防止の観点から、オンライン診療を行います。
- ・オンライン診療は、触診等を行うことができない等の理由により、得られる情報が限られています。そのため初診以後も同一医師による対面診療を組み合わせで行います。
- ・オンライン診療を行う都度、医師がその実施の可否を判断し、オンライン診療が適切でないと判断した場合オンライン診療を行わない場合があります。その場合対面診療を行うか、他院に紹介する場合があります。
- ・オンライン診療は患者さんがその利点および生ずるおそれのある不利益等について理解・同意した上で患者さんの求めがあり実施されるもので、医師側の都合のみによる実施はいたしません。

情報セキュリティ対策のための注意事項

- ・通信に使用する機器の紛失にご注意ください。
- ・メールを送信する場合、宛先を間違えないよう、十分ご注意ください。
- ・医師の同意がない限り、診療に無関係な第三者をオンライン診療に同席させないでください。
- ・通信においては、プライバシーを確保できる場所で行ってください。
- ・通信に使用する患者さんご自身の機器には十分なセキュリティ対策を行ってください。

上記の項目、および診療計画等をよくご確認頂き、オンライン診療の実施に同意頂ける場合は、以下にご署名をお願いします。

同 意 書

私は、上記のオンライン診療の実施計画書の内容をよく読み、内容を理解、納得しましたので、診療計画と注意事項に従い、オンライン診療を受診することに同意します。

20 年 月 日

患者さん署名 _____

ご家族・代理人署名 _____

(患者さん本人との続柄： _____)